

第20号様式の3（第14条関係）

入居予定住宅に関する状況通知書（転居費用補助）

(不動産仲介業者等記載欄)

- 1 下記の者より、賃貸住宅への入居についての希望がありました。このことについて、物件等に関する概要等について通知します。
- 2 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、郡山市又は社会福祉協議会（初期費用を社会福祉協議会から借り受ける場合）が官公署から情報を求める同意します。
- 3 住居確保給付金の支給、総合支援資金及び臨時特例つなぎ資金の貸付を行うために必要となる範囲内で、郡山市、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であつて地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

郡山市長

年 月 日

不動産仲介業者等

(商号又は名称) _____

(代表者名) _____

(所在地) 〒 _____

(宅地建物取引業免許証番号) _____

(担当者等) 氏名 所属 _____

電話番号 _____

※貸主が記入する場合は氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

※宅地建物取引業免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

入居予定者

フ リ ガ ナ 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
同 居 状 況	单 身 ・ 複 数 (名)

入居予定の賃貸住宅

名 称	
所 在 地	
入 居 予 定 日	年 月 日 (年 月 日までの 月 日間)

- ※1 住居確保給付金の支給額は、入居予定の賃貸住宅が所在する市区町村における住宅扶助基準に基づく額（　　円）に三を乗じて得た額（これによりがたいときは別に厚生労働大臣が定める額）を上限とし、申請者が実際に転居に要する経費とする。
- ※2 定期借家契約（定期建物賃貸借契約）の場合に限り、入居予定日欄の括弧内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載してください。
- ※3 初期費用の支払い方法について、クレジットカードや納付書払いにより初期費用を支払う必要がある場合は、右記のチェックボックスにチェックしてください。 □
なお、支払方法について口座振替等を選択可能な場合は、上記に掲げる支払い方法は不可。

初期費用			
給付金支給対象	(1) 礼金等	礼金	円
	(2) 仲介手数料	その他 ()	円
	(3) 住宅保険料		円
	家賃債務保証料		円
	(4) 鍵交換費用		円
合計			円
給付金支給対象外	(1) 家賃 (入居に際して当初の支払いを要する家賃)	(月分+日割り 日分として)	円
	(2) 共益費		円
	(3) 管理費		円
	(4) 敷金		円
	(5) その他		円
合計			円
総合計 (支給対象+支給対象外)			円

※ 初期費用については、社会福祉協議会が実施する「総合支援資金（住宅入居費）」の貸付けの申請を行う際に必要な情報であるため、記載願います。

振込口座			
住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通・当座

※振込先が品目ごとに複数ある場合は、口座欄を適宜追加し、品目の範囲を明示して追記すること

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居予定の賃貸住宅は、上記のとおりです。

私の個人情報が、住居確保給付金の支給及び総合支援資金等の貸付を行うために必要となる範囲内で、郡山市、公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

住居確保給付金の支給（初期費用分）は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【1ページ目※3のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】

事業者等への口座へ振り込むことができない場合であって、以下に記載する申請者の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。

自治体の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する書類を速やかに提出することに同意します。

住居確保給付金の振込先	賃借人の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

年 月 日

氏名 _____

住所 _____

生年月日 _____

電話番号 _____

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、この通知書を郡山市自立支援相談窓口に提出してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項等)

以下の①から⑨までに該当する「暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。））と関係を有する不動産仲介業者等」ではないこと。

暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等であることが確認された場合は、当該不動産仲介業者等に対し、当該不動産仲介業者等が発行する「入居予定住宅に関する状況通知書（第2号様式又は第20号様式の3）、入居住宅に関する状況通知書（家賃補助）（第3号様式）」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居予定住宅に関する状況通知書（第2号様式又は第20号様式の3）、入居住宅に関する状況通知書（家賃補助）（第3号様式）」を受理しないものとする。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に

該当する者のいる不動産仲介業者等

- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産仲介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産仲介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産仲介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用する等している不動産仲介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産仲介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産仲介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用する等している不動産仲介業者等

※ 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。

備考 1 不動産仲介業者等の商号又は名称、代表者名は、自署又は記名押印してください。
2 氏名は、自署又は記名押印してください。